平成２３年（フ）第１４４号
茨城県高萩市大字高萩788番地の３
破産者　沼田　　智
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２号
茨城県北茨城市磯原町大塚2315番地
破産者　鈴木　　準
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４６８号
埼玉県加須市柏戸2125番地３、旧住所群馬県伊勢崎市南千木町1823番地４
破産者　川口　雄二
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７６号
埼玉県蓮田市大字黒浜4534番地10、前住所埼玉県蓮田市大字黒浜4534番地10ベルサージュ101号
破産者　佐藤　美穂
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０７号
埼玉県加須市川口３丁目16番地１　アメニティ三紀Ⅱ101、旧住所埼玉県久喜市久喜東１丁目11番27号
破産者　松永　常子
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０７号
埼玉県上尾市二ツ宮1003番地41　ライム・ライト・アゲオ壱番館206、破産手続開始決定時の住所埼玉県桶川市大字下日出谷943番地の105
破産者　中村　真也
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０６号
埼玉県富士見市大字水子4966番地４　コーポ荒居106
破産者　長野　匡輔
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９号
埼玉県上尾市五番町４番地16
破産者　清水　良雄
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
横浜市緑区中山町1011番地７　パルコーポアイ305号
破産者　石川　眞也（旧姓鉄）
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７号
横浜市金沢区六浦５丁目41番１－Ｂ908号
破産者　島　　洋平
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４号
富山県魚津市東町14番１号　カメーリエ102、前住所富山県滑川市柳原７番地19
破産者　佐々木　敦
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４号
富山市布瀬町南２丁目10番地14　ウィズ光陽201号
破産者　安吉　法明
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０４号
長野市中御所４丁目11番Ａ―404号
破産者　原山けい子
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
長野県飯田市松尾清水4706番地５
破産者　羽場　達彦
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第４８３号
静岡県焼津市栄町４丁目９番３―202号　メゾン・グランツ焼津ＰＡＲＫＴＯＷＥＲ、前住所静岡県焼津市中港２丁目６番１号
破産者　谷澤　俊介
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５号
三重県伊賀市上神戸4408番地の６
破産者　石戸　憲治
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３号
滋賀県東近江市宮川町657番地25、前住所滋賀県甲賀市水口町山710番地67
破産者　藤井　公子
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８１７６号
大阪市平野区喜連西１―19―58　３号室、開始決定時の住所大阪市平野区喜連西１―19―６　グレーシィ喜連Ⅱ703号
破産者　佐藤　　勝
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５７６号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―1109号
破産者　宮﨑　　喬
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部